欧州共同体が派遣した初期の代表部・連絡事務所 川崎 晴朗

はじ	ジめに ······	. 2
1.	第三国に対する欧州共同体の初期の代表部・事務所 (1) イギリスに対する ECSC 最高機関の代表部 (2) 米国に対するユーラトム委員会の連絡事務所 (3) その後の動き (3)	. 5
2.	国際機関に対する欧州共同体の初期の代表部・事務所 (1) OEEC に対する ECSC 最高機関の代表部 (2) 在ジュネーヴ国際機関に対する EEC 委員会の連絡事務所 (3) その後の動き	13 14 15 18
結び	バに代えて―若干の問題をめぐって— ·······	19

Omnium enim rerum principia parva sunt, sed suis progressionibus usa augentur; nec sine causa; ...

----Marcus Tillius Cicero*

はじめに

(1) 筆者は、本月報2006年度/No.3に「欧州共同体が接受した初期の代表部」を寄せた。(以下、「前稿」として引用する。)

本稿では、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)最高機関、欧州経済共同体(EEC)委員会及び欧州原子力共同体(ユーラトム)委員会が第三国及び国際機関の許に常置した最初期の代表部及び連絡事務所について触れたい。具体的には、1. において、ECSC最高機関が当時まだECSCに加盟していなかったイギリスに設置した代表部及びユーラトム委員会が米国に置いた連絡事務所、そして2. で、ECSC最高機関が欧州経済協力機構(OEEC)の許に置いた代表部及びEEC委員会が在ジュネーヴ国際機関に対して開設した連絡事務所のそれぞれにつき沿革を述べることとしたい。時系列的にいえば、最高機関は1952年8月に活動を開始して間もない同年末OEECに、つづいて1956年イギリスに、それぞれ代表部を開設した。1958年1月、EEC及びユーラトムが発足したが、ユーラトム委員会は1960年に米国に、またEEC委員会は1964年にジュネーヴに、それぞれ連絡事務所を置いた。この点で、欧州共同体に対して第三国が踵を接するかのように代表を任命する一方、国際機関による欧州共同体への代表の派遣は遅れ、ようやく1965年9月になって中米機構(ODE CA)がEEC委員会の許に最初の連絡事務所を置いたこと¹⁾と大きく相違する。

^{*} De Finibus Bonorum et Malorum, Lib. Quintus, xxi, 58. 岩崎務教授の訳をお借りすれば次の通り。「たしかに、あらゆる事物は始まりにおいては小さいが、それぞれ固有の発達を遂げて大きくなるのであり、それも理由のないことではない。」(『キケロー選集第10巻』岩波書店、2000年、306頁)

¹⁾ 拙稿「欧州連合 (EU) 及び他の国際機関の間の公式関係」(3) 『愛知大学国際問題研究所紀要』第127号 (2006年3月刊)、60頁。

1967年7月、EC委員会が誕生し、ECSC最高機関、EEC委員会及びユーラトム委員会が域外に設置した代表部・連絡事務所は、漸次三つの共同体に共通する存在になった。各委員会(ECSCに関しては最高機関)が維持していた在外広報事務所も、次第にこれら代表部等に吸収された。なお、1993年11月、欧州連合(EU)が発足したあとは、EC委員会は欧州委員会と呼ばれるようになった。

(2) 初期の代表部・事務所の地位は、最高機関の在イギリス代表部を除けば概して低いものであり、しかも相互の間には、代表・連絡事務所長の資格、信任(着任)の手続、代表部・連絡事務所のステータス、任務の内容等についてかなりの差異が見られた。

しかし、キケローのいう通り、あらゆる事物は始まりにおいては小さい。時の流れと共に、3共同体、とくにEECは、国際関係において次第にその比重を増加させていった。サルモン(Jean J.A.Salmon)の表現を借りれば、欧州統合の深化及び対外面における「共同体事項」の増大に伴ない、加盟国は「適当な方式(formules appropriées)」によって共同体にみずからを代表せしめざるを得なくなる²⁾。半世紀余の時日を経て、欧州委員会の代表部及び連絡事務所の数は全体としてふえた。現在、委員会は100を超える代表部及び事務所を第三国及び国際機関の許に置いている。欧州委員会がいずれの第三国等に代表部等を開設しているかは、EUが毎年編集・刊行するOfficial Directory of the European Unionの欧州委員会の項にあるリスト、"External delegations, representations and offices"で詳細が判明する。(兼任先も示されている。)

このように、現在では、欧州委員会は第三国及び国際機関に対し、きわめて発達 した在外代表部・連絡事務所のネットワークを擁しているだけでなく、相互の間の ステータス上の違いも縮小している。もっとも、その一方では、欧州委員会及びそ の前身となる各委員会が派遣した代表部及び事務所でのちに閉鎖されたり、そのス

²⁾ M. Virally, P. Gerbet, J. Salmon, *Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales* (Bruxelles: Bruvlant, 1971). I. 720.

テータスを変更したりしたものが多いことに留意しなければならない³⁾。

- (3) 前稿で、欧州共同体が域外の国際法主体、とくに第三国から常駐外交代表を接受する慣行は国際社会で広く受け入れられるようになった、さらに、多くの関係国(欧州共同体の加盟国であるか否かにかかわらず)により、かかる慣行はいまや国際法上必要であるか、少なくともこれに適合するものと認識されている(すなわち、この慣行がこれら諸国の法的信念 [opinio juris]によって裏打ちされている。)、と述べたが、本稿では、「結びに代えて」において、欧州委員会が常駐使節を第三国または他の国際機関と交換するという慣行をめぐる二、三の問題点につき、改めて拙見の一端を披瀝することとしたい。
- (4) 前稿同様、本文及び注で敬称を省略した場合があることをお断りして置く。

1. 第三国に対する欧州共同体の初期の代表部・事務所

欧州共同体が第三国、他の国際機関等、域外の国際法主体に代表部または事務所 (連絡事務所、広報事務所等)を設置する場合は、1967年7月、併合条約が実施されるまではECSC最高機関、EEC委員会及びユーラトム委員会のそれぞれがこれを行なった。同条約の実施後は、EC委員会(のち欧州委員会)が代表部等の開設、維持及び再編成にあたっている。

最高機関は、域外第三国については、まずワシントン及びロンドンに広報事務所を開設した。在ワシントン事務所は1954年に設置されたが、在ロンドン事務所については、1956年4月9日から1957年4月13日までをカバーする最高機関の第5次一般報告に関連記事が掲げられているのみで、正確な設置時期は不明である。おそらく、1956年1月に最高機関の在イギリス代表部が開設されたとき、その一部

³⁾ 拙稿「欧州共同体による能動的使節権の行使状況」(1) 及び(2) 『愛知大学国際問題研究所 紀要』第128号(2006年9月刊)及び第129号(2007年3月刊)を参照されたい。現在、(3)を準備中である。

として改めて発足したのであろう。

EEC委員会もワシントン及びロンドンに広報事務所を置いた。同委員会の職員録、 Annuaire de la Commissionで筆者が参照し得た最古のものは1964年8月1日版 であるが、ここにワシントン及びロンドンにあった広報事務所が掲げられている(所 長はそれぞれLeonard B. Tennyson及びRoy Price)。

しかし、第三国に設置された欧州共同体の広報事務所は、それが代表部の一部でない場合は、その任務が限定されている点を考えると、たとえ常設であっても外交代表部と称することはできないと思われる⁵⁾。

(1) イギリスに対するECSC最高機関の代表部

(イ) 連合協定の締結

イギリス及びECSC最高機関は、1954年12月21日、両者間の連合関係に関する協定を締結したが、最高機関は協定の締結と同時に、ロンドンに代表部を設置するとの希望をイギリス政府に申し入れた(前稿71頁)。同協定が効力を発生したのは、1955年9月23日である。

最高機関の在イギリス代表部が最初から国の外交代表部に匹敵する高いステータスを有していたのは、イギリスが1952年9月、最高機関に外交代表部を置いたことに対応し、いわば相互主義の立場からロンドンに代表部が開設されたためである。したがって、最高機関に対するイギリス代表と同様、最高機関の在イギリス歴代代表は、1人の例外を除いて大使の称号を与えられたのみならず(注8参照)、また1955年7月27日に施行されたイギリスの法律、Act to confer certain immunities and privileges on the Representatives in the United Kingdom of the High

⁴⁾ 拙稿「欧州委員会の在外広報事務所―欧州共同体による能動的使節権の行使に関連して―」『東京家政学院筑波女子大学紀要』第9集(2005年3月刊)、75-6、83頁。

⁵⁾ Charles Reichling 及び Jean J. A.Salmon も同趣旨のことを述べている (それぞれ *Le Droit de Légation des Communautés Européennes* [Heule: Editions UGA, 1964], p. 65; Virally *et al, Les Missions...*, 719)。なお、欧州委員会の在外広報事務所については、前掲『東京家政学院筑波女子大学紀要』第9集の拙稿を参照されたい。

Authority of the ECSC and their staffs, and the family of the Chief Representative of that Authorityにより、代表部の長及びその家族はイギリス王室に信任されている第三国の外交使節及びその家族と同一の特権・免除を享有し、また代表部員も第三国の外交使節の随員と同一の特権・免除を享有することが定められた⁶⁾。

(ロ) 在ロンドン代表部の開設

最高機関の代表部が実際にロンドンに開設されるには、連合協定が効力を発生してから数ヵ月を要し、最高機関は、ようやく1956年1月10日になってイギリスに代表部を設置した(Delegation of the High Authority of the ECSC)。この日、最高機関職員のコーンスタム(Max Kohnstamm)が代表臨時代理としてロンドンに到着したのである。1月6日付の*The Times*は最高機関によるコーンスタムの任命を報じており(7面)、彼が任命後わずか数日でイギリスに赴任したことがわかる。

最高機関のイギリスに対する初代の代表はファン・フレーデンブルフ(Jonkheer Hendrik van Vredenburch、なお、"jonkheer"は爵位をもたない貴族につける称号である。)で、彼は大使の資格を与えられていた。1956年4月17日付*The Times* によると、ファン・フレーデンブルフ大使は前年12月に任命されたが、4月16日になってロンドンに到着したという(7面)。同大使は、翌17日、イギリス政府に信任された。

最高機関の代表部は、イギリスにおいて最高機関を代表し、また両者間の連合関係を維持する任務を与えられていた。最後機関の第9次一般報告は、在ロンドン代表部の活動を高く評価している(ポイント17)。この一般報告は1960年2月1日-1961年1月31日の期間をカバーするものであるが、当時の代表は2代目のファン・クレフェンス(E.N.van Kleffens)であった。

⁶⁾ The Public General Acts and Church Assembly Measures of 1955 (London: HM's Stationary Office), pp.516-7.

最高機関の在イギリス代表部は、1967年7月1日、併合条約が効力を発生した数日後の7月6日、EC委員会代表部になったと思われる⁷⁷。

(ハ) 在ロンドン代表部の地位変更

1973年1月、イギリスはECSCを含む三つの欧州共同体に加盟した。EC委員会のイギリスにおける当時の代表はベルトアン(Georges Berthoin)であった⁸⁾。彼はロンドンを去り、1973年4月版 *The London Diplomatic List*にはもはやEC委員会の代表部は掲げられておらず、代わって同委員会の広報事務所、Information Service of the Commission of the European Communities が載っている(所長はD. N. Prag参事官、78頁)。この事務所の名称は、正確には"Press and Information Office"であったという。

欧州委員会は欧州共同体の各加盟国に代表部(permanent representation)を置いているが、EC委員会の在ロンドン広報事務所は、のち欧州委員会の在イギリス代表部に昇格した。

(2) 米国に対するユーラトム委員会の連絡事務所

(イ) 駐米代表部の起源

1971年に発足したEC委員会の駐米代表部の起源は必ずしも明らかではない。

1972年3月2日、米国国務省のスプリングスティーン(George S. Springsteen) 国務次官補代理(欧州担当)は上院外交委員会公聴会で、(i)1954年、ワシントン

⁷⁾ 拙稿『東京家政学院筑波女子大学紀要』第9集、70-1頁、注1。

ヴァイルは、ユーラトム委員会はロンドンに代表を派遣することとし、初代代表は最高機関の代表部に所属したと述べている(Gordon L. Weil, *A Foreign Policy for Europe?: The External Relations of the European Community* [Bruges: College of Europe, 1970], p. 44)。その場合は、少なくとも実質的には、在イギリス代表部はECSC最高機関及びユーラトム委員会に共通の代表部であったことになる。あるいは、ユーラトム委員会の代表は、例えばイギリスとの協力協定の締結といった任務を帯びて、一時的にロンドンに滞在しただけなのかも知れない。

⁸⁾ ベルトアン代表は、1971 年 10 月 19 日、イギリスのダグラス・ヒューム (Sir Alec Douglas-Homes) 外相に信任された (同日付 *Europe*、11 頁)。なお、同代表は大使の称号を与えられていなかった。

に(最高機関の) 広報事務所が設置された、(ii) 1960年、共同体(注 ユーラトムをさす。) 職員が1名、ワシントンに任命された、(iii) このような初期の動きから、より一般的な責任をもつ連絡事務所及び広報事務所が形成された、(iv) その後、EC委員会は駐米代表部の設置を決定した、の諸点を明らかにした⁹。しかし、これら代表部及び事務所の正確な開設日は、その全部について判明している訳ではない。ユーラトム委員会の上記職員は、最高機関の広報事務所とは独立した事務所をワシントンに開設したのであろう。同事務所及び最高機関の広報事務所は、その後それぞれ最高機関、EEC委員会及びユーラトム委員会に共通の連絡事務所及び広報事務所となり、やがて駐米代表部の母体になったものと思われる。

(ロ) ユーラトム委員会の事務所

米国及びユーラトムは、1958年5月29日及び6月18日、それぞれブリュッセル及びワシントンで予備協定(Preliminary International Agreement)を締結したが(8月27日効力発生)¹⁰⁾、さらに同年11月18日、原子力の平和的利用に関する協力協定(Agreement for Cooperation in the Peaceful Application of Atomic Energy)に署名した(1959年2月18日効力発生)¹¹⁾。

拙見であるが、1960年、ユーラトムの職員がワシントンに任命されたのは、この協力協定の実施に関連するものではなかろうか。ユーラトムが発足後、米国との協力関係をとくに重視し、その強化に努めたことは明白で、ユーラトム委員会の第6次一般報告(1962年3月—1963年2月)は、過去5年の間に、委員会は大西洋をまたぐ「パートナーシップ政策」を実施するに十分な経験と重みとを獲得するにいたった、と述べている(ポイント238)。

⁹⁾ U. S. Senate, Committee on Foreign Relations, *Report*, No. 687, 92nd Congress, 2nd Session (Washington: U.S. Government Printing Office, 1972), pp. 1-25; 拙稿『東京家政学院筑波女子大学紀要』第9集、83-4頁。

¹⁰⁾ 米国国務省、American Foreign Policy: Current Documents 1958 (Washington: U. S. Government Printing Office, 1962), pp. 490-3; ユーラトム委員会、第1次一般報告(1958年9月—1959年3月)、ポイント95。

¹¹⁾ ユーラトム委員会、第2次一般報告(1958年9月—1959年3月)、ポイント95。

ユーラトム委員会の在米事務所がEC委員会の連絡事務所になったのは、当然のことながら1967年7月、同委員会が発足したあとのことであるが、正確な時期は不明である。1970年9月版の職員録、Annuaire de la Commission des Communautés Européennesには、ハイデンライヒ(Curt Heidenreich) を長とするEC委員会の在ワシントン連絡事務所(Bureau de Liaison)が掲げられているが、いつユーラトム委員会事務所の看板が塗り換えられたのであろうか。

(ハ) 在米代表部の発足:1

いずれにしても、EC委員会は在ワシントン連絡事務所及び広報事務所を統合し、1971年7月21日、在米代表部が発足した。初代のマツィオ(Aldo Mario Mazio)代表は同年10月20日に着任したが、米国政府が代表部並びにその職員及び家族に外交特権及び免除を付与したのは1972年12月5日付大統領令によってである¹²。それまでは、米国政府は連絡事務所及び広報事務所はもちろん、代表部に対しても特別のステータスを付与していなかったと考えられる。

また、マツィオ代表及び彼につづく初期の代表はいずれも国務長官に委任状(注 "letter of introduction" を仮にこのように訳した。)を提出したが、5代目のファン・アフト (Andreas Van Agt) 代表は "Head of Delegation" に加えて大使の資格を与えられ、また、1990年 2 月 5 日、ブッシュ大統領(父)に信任状を提出した。

(二) 在米代表部の発足: 2

1959年6月、ECSC最高機関のフィネ(Paul Finet) 議長、EEC委員会のハルシュタイン(Walter Hallstein)委員長及びユーラトム委員長のイルシュ(Etienne Hirsch) 委員長は米国を公式に訪問、アイゼンハウアー大統領及び数名の閣僚と会談を行なった。6月12日発出されたコミュニケによると、3共同体の議長・委員長及びディロン(C. Douglas Dillon)国務長官臨時代理は、ブリュッセルにある欧

¹²⁾ Executive Order 11689。テキストは、Federal Register, Vol.37(December 7, 1972), p.25987; Code of Federal Regulations, Title 3A The President, Appendix 1972 Compilation, p.210。

州共同体に対する米国の代表部と同等の基礎に立つ(on a basis comparable to the United States Mission to the European Communities)欧州共同体の在米代表部設置の問題を取り上げた、これは両者の関係を促進し、また双方に利益があるとの見解が出され、国務長官臨時代理は、欧州共同体がかかる代表部の設置方を提議するのであれば、米国としては若干の行政上及び立法上の措置をとることが必要になろう、と述べたという¹³。

しかし、実際にEC委員会の代表部がワシントンに開設されたのは、すでに述べたように、1971年7月になってからのことである。

もともと、3共同体の委員会等、とくにEEC委員会は発足直後から米国に恒久的なプレゼンスをもつことを強く希望していた。EEC委員会の第3次及び第4次一般報告によると、1959年末、EEC委員会及びユーラトム委員会は、米国及びイギリスに三つの共同体に共通の代表部を設置することをそれぞれの理事会に提案した。(注 イギリスについては、ECSC 最高機関がロンドンに開設していた代表部を3共同体共通の代表部にするとの内容であろう。)1960年2月1日、両理事会は合同会議を開催、両委員会の提案に原則的な同意を与えた(それぞれポイント390及び222)。スヘルマースは、理事会は委員会が外交代表を派遣する権限をもつことを原則的に承認した、といっている¹⁴。

また、欧州議会は、1960年11月19日に採択した決議において、政治・制度問題委員会の報告(Doc. No.87/1959、前稿89頁、注40参照)を引用し、欧州共同体は国際法上の人格を有することから能動的及び受動的使節権を享有している、またこの権利は(すでに)共同体に代表部を信任せしめた第三国によっても承認されている、さらにこれら第三国は、相互主義に基づいて、欧州共同体より常設代表部を接

¹³⁾ コミュニケのテキストは、国務省、American Foreign Policy: Current Documents 1959 (1963), pp. 562-4。

¹⁴⁾ Henry G. Schermers, "The Community's Relations under Public International Law," Commission of the European Communities, *Thirty Years of Community Law* (Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1983), p.23.

受する用意があるとしていることを評価する(estimer)、とした上で、1960年2月 1日に両理事会により付与された原則上の同意がなるべく早く具体化することを希 望する、と述べた。

しかし、欧州委員会の代表部が実際にロンドン及びワシントンに設けられたのは、 それぞれ 1967 年 7 月及び 1971 年 7 月であった。在米代表部の開設のため、かく も長い年月を必要とした理由につき、サルモンは、「EEC 委員会がワシントンに公 式の代表部を設置しようとした際、加盟国の間にためらいがあることが判明し、同 委員会は計画を断念せざるを得なかった。」と述べている 15 。しかし、時間はかか ったものの、結局はすべての EEC 加盟国が在米代表部の設置の必要性を認めるに 至ったことになる。

(3) その後の動き

1964 年2月、ECSC 最高機関は、ラテン・アメリカに対する連絡事務所をチリ のサンチアゴに開設した。

欧州共同体がイギリス、米国及びラテン・アメリカにそれぞれ代表部またはその 萌芽ともいうべき事務所を開設したあとの 1966 年1月、加盟6ヵ国の間でいわゆ る「ルクセンブルクの妥協」が成立した。

1958年12月、ド・ゴール将軍が大統領に就任したあと、フランスは欧州共同体 の「超国家性」に消極的な態度を示すようになった。とくに 1965 年なかば以降、 フランスは EEC 及びユーラトムの両理事会をボイコットし、欧州共同体にいわゆ る「機構上の危機」(crise institutionnelle) が訪れた。同年7月7日付 Le Monde に よると、フランス政府は二つの理事会をボイコットしただけでなく、各省から EEC 委員会に出向し、各種委員会及び作業部会にかかわっていた公務員に対し、パリを 離れないよう求めたという(委員会が直接採用したフランス人職員は対象外である、 1面)。「ルクセンブルクの妥協」は、このような危機をともかく収束したものである。

¹⁵⁾ Virally et al. Les Missions.... I. 719.

フランスの要求の一つは、EEC及びユーラトムの各委員会が他の国際機関と直接に関係をもつことはやめるべきであるというもので、1966年1月28・29日、合同理事会はルクセンブルクで特別会合を開催し、6ヵ国は上記の要求に関して、「理事会及び委員会は、委員会が国際機関と樹立する連携の適否、手続及び性質について協議を行なう」ことを決定した¹⁶⁾。その結果、EEC及びユーラトムにとり、他の国際機関との関係を拡大・強化すること、とくに常駐代表部を新設することは、少なくとも心理的には、しばらくの間は困難になったことは間違いないであろう。

1967年7月、EC委員会が発足した後、それまでに第三国及び国際機関の許に設置された代表部及び事務所は、いずれも同委員会の代表部となった。また、EC委員会は1974年及び1975年、それぞれ日本及びカナダに代表部を置いた。

1975年2月28日、EECは46に及ぶACP諸国と第1次ロメ協定に署名した¹⁷。同協定は1976年4月1日、効力を発生したが、EC委員会の1977年9月版職員録 (*Directory*)に "Commission Delegations to ACP countries" として計41名の委員会代表(Commission Delegate)が掲げられている¹⁸。さらに、1979年1月版職員録から "Commission Delegations to Southern Mediterranean countries"の欄が設けられ、ここに非ヨーロッパの南地中海諸国、すなわち、アルジェリア等のマグレブ諸国、エジプト等のマシュレク諸国及びイスラエルに対する

¹⁶⁾ EEC 委員会、第 9 次一般報告 (1965 年 4 月 1 日 — 1966 年 3 月 3 1 日)、ポイント 1 — 21、とくにポイント 13; Virally *et al, Les Missions...*, I, 723-5, 728-734 等。 ECSC 最高機関の対外能力の問題は「ルクセンブルクの妥協」の対象外であったが、これについては ECSC のかかわる産業部門が石炭及び鉄鋼に限られることに加え、併合条約が1965 年 4 月 8 日に調印されていたことを考慮すべきであろう。

¹⁷⁾ ACP 諸国は、主として、かつて欧州共同体加盟国と宗主関係にあったアフリカ、カリブ及び太平洋地域にある途上国である。ロメ協定は第4次まで締結され、コトヌー協定(2000年6月23日署名、2003年4月1日効力発生)に引き継がれた。東チモールが2003年5月16日、コトヌー協定に加入し(欧州委員会、2003年一般報告、ポイント987)、またキューバがACPとして扱われるようになった結果、現在、ACPの数は79である。

¹⁸⁾ EC 委員会職員録は、在フィジー代表部(または太平洋代表部)は 1980 年 2 月版までフィジー、サモア及びトンガを、また在レソト代表部は 1981 年 12 月版までレソト、ボツワナ及びスワジランドをカバーすると記述する。しかし、在フィジー代表がサモア及びトンガを、また在レソト代表がボツワナ及びスワジランドを、それぞれ兼任していたという方が実態に即しているのであろう。

委員会代表の第一陣が掲載された。さらに、委員会はそのころから一般第三国にも 次々と代表部を開設するようになった。 こうして、1970年代後半から、欧州共同 体の在外公館の数は一挙に増加することになった。(なお、ACP諸国及び南地中海 諸国に派遣される委員会代表のリストはのちに廃止され、1980年2月版職員録から 第三国に対する代表のリストは一本化された。)

その後も、EC委員会(のち、欧州委員会)は域外におけるプレゼンスの強化につ とめた。代表の数が全体として飛躍的にふえたのみならず、彼等の資格は、主とし て1990年代から、代表 (Head of Delegation) に加え、大使となった。トルコ等、 一部の第三国に対する代表は特命全権大使のタイトルを与えられている。

2. 国際機関に対する欧州共同体の初期の代表部・事務所

(イ) 3 共同体設立条約の規定

ECSC、EEC及びユーラトムの設立条約は、各共同体が他の国際機関と連携また は接触を確保すべきことが謳われている(ECSCについては第93条及び第94条、 EECについては第229条、第230条、第231条及び第238条、また、ユーラトムにつ いては第199条、第200条、第201条及び第206条)。しかし、これらの規定は、そ のための具体的な方法等を示したものではない。EEC委員会の一般報告の初期の版 を見ると、EECと国連、国連専門機関等との関係について、これには公的な基礎 (formal basis) がなく、「範囲の限定された実際的な手配」(practical arrangements of limited scope)に基礎を置いているにすぎない、等と述べられて いる19)。

(ロ) 初期の代表部等の地位

スヘルマースは、1983 年に刊行された書物で、EEC は 1958 年及び 1975 年、 それぞれ国連ラテン・アメリカ経済委員会(ECLA)及び国連ヨーロッパ経済委員

¹⁹⁾ 第6次一般報告(1963年)、ポイント281;第7次一般報告(1964年)、ポイント312等。

会(ECE)からオブザーバーの地位を付与され、また国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、世界食糧計画(WFP)及び国連貿易開発会議(UNCTAD)からも同じ地位を与えられた、といっている²⁰⁾。また彼は、国際機関に対するEEC委員会の代表部は、関係する国際機関の事務局とどちらかといえば非公式な(informal)接触をもつ、一般的に、国際機関の上層部(responsible authorities)は代表部及び事務局の間のかかる関係に直接には関与しない、したがって、これら代表部が設置されても、これが当該国際機関による「承認」を意味するとはいい難い、とも述べている²¹⁾。

EEC 及びこれら国連諸機関との関係は、1970年代なかばごろ、あるいはさらにその数年後までは、せいぜいそのレベルに置かれていたのである。EC 委員会の前身となる各委員会が国際機関の許に設置した初期の代表部・事務所は、これら国際機関が主催する会議等に出席するため本部から出張する職員に対し必要な便宜を供与したり(例えば、これら職員の送迎にあたり、また彼等が会合し、意見調整を行なう場所を提供する。)、関係国際機関の事務局と接触(スヘルマースの表現では「どちらかといえば非公式な接触」)して情報を交換したりすることを主要な任務としていたのではないかと考えられる。OEEC に対する最高機関の出先機関のように名称が「代表部」であった場合でも、実質的には連絡事務所のレベル以上の存在ではなかったと想像される。なお、最高機関の第2次一般報告(1953年4月13日-1954年4月11日)は、OEECに対する代表部がOEECとの規則的な接触(regular contact)の維持に役立っている、と記述している(ポイント17)。

(1) OEEC に対する ECSC 最高機関の代表部

ECSC 最高機関は 1952 年 8 月 10 日に発足したが、同年末、パリにある OEEC の許に連絡・調整代表部(Mission Permanente de Liaison et de Coordination)を

²⁰⁾ *Thirty Years*..., p. 238. なお、EEC 委員会、第1次一般報告(1958年1月1日-同年7月 17日)、ポイント 169。

²¹⁾ Thirty Years..., p. 222.

設置した窒。代表部といっても、すでに述べたように、おそらく実質的には連絡事 務所であり、またOEEC加盟国の一つ、フランスに置かれたため、外交ステータス は完全な形では付与されなかったものと考えられる。ECSC及びOEECの間には、 石炭の国際的配分に関する権限をどう分けるか等、いくつかの問題があった23。最 高機関代表部は、そのためパリに設置されたのであろう。

OEECは1961年9月30日、経済協力開発機構(OECD) に改組されたが、OEEC に対する最高機関代表部はEEC及びユーラトム両委員会にも共通する代表部とな り、同年10月、カムマン(Dr. Helmuth Cammann)が初代代表(Permanent Delegate) として着任した。

欧州委員会はOECDの活動に参加することができるとされ、開発援助委員会 (DAC) のメンバーとなっているほか、関係する会合・委員会に出席している。

その後、在パリ代表部はユネスコを兼轄するようになった。1967年7月、同代表 部はEC委員会代表部となった。初代のEC委員会の代表(Head of Delegation)はラ ン(Jean-Pierre Leng)で、1979年10月15日の着任である。

(2) 在ジュネーヴ国際機関に対するEEC委員会の連絡事務所

(イ) 在ジュネーヴ事務所の管轄

1964年2月、EEC委員会はジュネーヴに連絡事務所を設置した。ラソックは、同 委員会の最初の代表部(mission)はジュネーヴに置かれた、その管轄はGATT、国際 労働機関(ILO)及びECEで、のちこれにUNCTADが加わった、と述べている

²²⁾ 最高機関が 1953 年 1 月に刊行した Exposé sur la situation de la Communauté, p.27 に よる。[Paul Reuter, La Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier (Paris: Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1953), p. 134より再引用した。] デュピュイは、最高機関は OEEC と協定を締結し、その結果、OEEC 事務局の許に常設委 員会 (commission permanente) を置いている、また (最高機関から派遣された) 職員は2 名である、と述べる(R. J. Dupuy, "Le droit des relations entre les organisations internationales," Recuil des Cours [La Haye: Académie de droit international], 1960-II,

²³⁾ Reuter, *La Communauté*..., pp. 134, 251-2.

が²⁴⁾、在ジュネーヴ連絡事務所は、もともとはEEC委員会がGATTへの対策を優先的に処理する必要から設けた事務所であると考えられる。

(ロ) GATTへの対策

EEC設立条約は1957年3月25日に調印されたが、ヘニッグは、EECは1958年初頭に発足して以来、GATTの関税交渉で域外の国及び国家グループ(注 とくにイギリス連邦をさすと思われる。)との交渉に従事し、その中から対外政策が生まれた、この政策は先験的に(*a priori*)案出された、理性に基づく理論の産物であるというより、むしろ外部からの刺激(external stimuli)に対する反応として形成された、という²⁵⁾。

周知の如く、GATTは1948年1月以降、戦後の世界貿易を律するルールとして機能していた。GATTが発足してちょうど10年後に誕生したEECは、第一義的には加盟6ヵ国間の関税同盟の結成を目指すものであったが(しかも、この関税同盟と加盟国のうち4ヵ国がもっていた多数の海外領土 [OCT] との間に自由貿易地域を形成する。なお、EEC設立条約第227条2.を参照)、このような規模の関税同盟が出現することは、GATTの予想するところではなかった。したがって、EEC設立条約の効力が発生する前から、同条約がGATTの規定に合致したものであるか否かが域外諸国で大きな問題となった。例えば、1957年末のGATT第12回総会が新たに委員会を設けることを決定し、この委員会が四つの小委員会で計三十数回の会議を開いてEEC設立条約につき審議を行なったのは、EECの創設に伴なう諸影響に対する諸外国の懸念を明確に反映したものであった²⁶⁰。

²⁴⁾ K. P. E. Lasok, *Law and Institutions of the European Union* (7th Ed.; Edinburgh, etc.: Butterworths, 2001), p.100.

²⁵⁾ Stanley Henig, External Relations of the European Community: Associations and Trade Agreements (European Series No. 19)(London: Royal Institute of International Affaires and Political and Economic Planning, 1971), pp. 5-7. [本資料の存在は、成城大学・大隈宏教授に教えて頂いた。]

²⁶⁾ 例えば、1957 年 7-12 月の期間をカバーする外務省『わが外交の近況』第 2 号、122-3 頁を参照されたい。なお、1957 年 1-6 月の期間を扱った同書第 1 号に「欧州共同市場の結成とガット及びわが国との関係」と題する記事がある(119 頁)。

EEC が発足する前後は、EEC 加盟国及び EEC 委員会にとり、GATT 内外で表 明された域外諸国のこのような懸念を払拭することが何よりも急務であった。ヘニ ッグのいうように、かかる環境の下で初期の EEC の対外政策が形成されたのであ るが、委員会の代表部・事務所も、当然そのような政策を遂行するための手段とし て設置されたといわなければならない。EEC 委員会がまずジュネーヴに連絡事務所 を設置した(または、設置せざるを得なかった)のは、この点をはっきりと物語っ ているように思われる。EEC 委員会の第4次一般報告(1960年5月16日—1961 年4月30日)によると、同委員会は域外諸国にいくつかの広報事務所を設置した という(ポイント 264 等)。これも、EEC として対外広報の必要性を認識した結果 と考えることが可能であろう。

(ハ) 連絡事務所の「格上げ」

ジュネーヴに開設された EEC 委員会の連絡事務所は、 次第に GATT 以外の在ジ ュネーヴ国際機関も活動の対象とするようになった。ILOを含む国連専門機関、ECE、 UNCTAD 等がそれである。

この連絡事務所も、のちに三つの委員会に共通の代表部となり、さらに EC 委員 会代表部となった。

1974 年 10 月 11 日、第 29 国連総会は EEC にオブザーバー・ステータスを付与 する内容の決議 3208 (XXIX) を採択した。その後は、EC 委員会(のち欧州委員 会)の代表は、国連ジュネーヴ事務局長に信任されるようになったと考えられる。

委員会代表部の任務の幅は、その後も拡大をつづけた。周知のように、GATT の 業務は 1995 年 1 月に発足した世界貿易機関(WTO)に引き継がれたが、いまや代 表部は、WTO や前述の ILO、ECE、UNCTAD のほか、世界保健機構(WHO)、 国際電気通信連合(ITU)、世界知的所有権機関(WIPO)、ジュネーヴ軍縮会議等 に対しても欧州委員会を代表している。代表部の任務の幅が広がるにつれてその人 員・権限が強化され、これに伴なって代表のステータスが高められた。

(二) EU 理事会の連絡事務所

EU 理事会はジュネーヴ及びニュー・ヨークに連絡事務所を開設している²⁷。欧州委員会の在ジュネーヴ代表部は、国連に対する委員会代表部の場合と同様、その機能が EU 理事会の連絡事務所のそれと重複することがあり得るであろう。ルイは、1955年、この重複は「統合の現段階では止むを得ないこと」と述べた²⁸⁾。

(3) その後の動き

欧州委員会は、現在パリ、ジュネーヴ、ニュー・ヨーク、ウィーン及びローマの5ヵ所に代表部を置いている。うち、パリにある代表部の起源は前述した最高機関のOEECに対する代表部であり、またジュネーヴに置かれている代表部は、やはり前述した EEC 委員会の在ジュネーヴ連絡事務所の後身である。なお、前述のように、1974年10月11日、第29国連総会はEECにオブザーバー・ステータスを付与することを決議したが、当時はEC 委員会の在米代表部が国連を兼任していた。同代表部はニュー・ヨークに事務所をもっていたが、EC 委員会は国連総会による決議の採択を契機に、在ニュー・ヨーク事務所を母体として独立の国連代表部を設置することとした模様である。

五つの代表部の長は、現在では、いずれも "Head of Delegation" のほかに大使の資格を与えられている。これが、代表部の権限が次第に強化され、そのステータスが高まった結果であることはいうまでもない。

²⁷⁾ 拙稿「欧州連合 (EU) 及び他の国際機関の間の公式関係」(1) 『愛知大学国際問題研究所紀 要』第 125 号 (2005 年 3 月)、183—192 頁。

²⁸⁾ Jean-Victor Louis, *Community Legal Order* (3rd Ed.; Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1955), p.77.

結びに代えて-若干の問題をめぐって-

(1) 欧州共同体による代表派遣のおくれ

欧州委員会(及びその前身となる各委員会)が常駐代表を第三国及び国際機関に 派遣するという慣行は、第三国が欧州共同体の許に代表を置く慣行より若干遅れて 形成された。また、欧州委員会の代表、とくに初期の代表の間には、下記(3)で 述べるように、代表の名称・資格、代表部のステータス等につき差異が見られるこ とがあった。

第三国が欧州共同体に代表を置く場合、さしあたりはルクセンブルクまたはベル ギーに信任されている外交使節を兼ねて共同体に信任せしめることが可能である。 とくに EEC が発足したとき、多くの国は在ベルギー大使に対して EEC を兼轄せし めた。現在でも、ベルギーおよび EU を兼任する第三国の大使は多い。一方、欧州 委員会が第三国等に代表を派遣するとすれば、赴任先に代表部を新設しなければな らず、これには当然のことながら時間及び費用を要する。

それにしても、欧州委員会による域外代表部のネットワークの拡充にはかなりの 年月を必要とした。欧州委員会が域外に代表を常置する慣行がなかなか確立しなか った点につき最初に説明を加えたのは、おそらくペスカトールであろう。彼は、1961 年に発表した論文で次のように述べた。

- (イ) 欧州共同体が第三国等に代表部を設置する場合、共同体がイニシアティブを 取るが、共同体が域内での調整のプロセス (processus de coordination interne) が終わるまでは域外に向かって行動する可能性は存在せず、代表部を設置する必要 を感ずることもないであろう。
- (ロ) もちろん、欧州共同体、とくにユーラトムは域外主体と接触する必要がある が、この必要は一時的使節の派遣、広報事務所の設置、加盟国の外交代表部の活用 等により、ある程度まで満たすことが可能である。
- (ハ) 欧州委員会が第三国に代表部を開設する場合、これに関する条約上の明確な 規定がなく、せいぜい欧州共同体の一般的な対外面における権能を定めた EEC 設

立条約第 235 条及びユーラトム設立条約第 203 条があるだけである。なお、外交 代表の派遣及び接受について国際法上の相互主義を援用するのは妥当ではない²⁹⁾。

ペスカトールの論文が発表された当時、最高機関がイギリス及び OEEC に代表部、またユーラトム委員会が米国に連絡事務所を置いていたが、1960 年末までに計 18 の第三国が欧州共同体、とくに EEC に対して大使級の代表を信任せしめていたことを考えると、共同体の域外におけるプレゼンスが脆弱であったことは否めない。

しかし、共同体の域内における「調整のプロセス」なるものには、原則として、もともと完結はないのではなかろうか。ペスカトールは各種の共通政策、とくに EEC の共通通商政策 (CCP) の完成を念頭に置いていたようで、CCP が策定されてはじめて域外に常駐代表を派遣する真の必要が生まれる、と述べる。

EEC は 1968 年 7 月 1 日、関税同盟を完成し (EC 委員会、第 2 次一般報告[1968年]、ポイント 1)、域外諸国に対する関税率の決定、輸入割当をはじめ、あらゆる輸入政策は加盟国でなく、EEC 全体として実施するようになった。1970 年以降、第三国との通商条約の締結権は共同体の手に移った。EEC は同年 3 月 19 日、旧ユーゴースラヴィアと貿易協定を締結したが、これは過渡期間が終了し、共通関税が完全に適用されるようになってはじめて EEC が締結した貿易協定である (EEC 委員会、第 4 次一般報告[1970年]、ポイント 447)。また、欧州共同体は関連の国際会議に積極的に参加し、しばしばその成功に貢献した。一般的には、サルモンのいうように、「共同体事項」が増大すれば加盟国は共同体にみずからを代表せしめざるを得なくなる 300。かくて共同体の対外的権能は強化され、これに伴なって域外代表部の地位が向上し、それがまた共同体の国際的地位を一層高めることは間違いない

²⁹⁾ Pierre Pescatore, "Les relations extérieures des Communautés européennes," *Recueil des Cours*, 1961-II, pp.195-7.

³⁰⁾ ただし、国際貿易の全体が共同体の排他的権限に属する訳ではない。1986 年 9 月から 1994 年 4 月まで開催されたウルグアイ・ラウンドでは、それまでの物品貿易に加え、サービス及び知的所有権が国際貿易のルールに組み込まれた。欧州共同体は、1994 年 11 月 15 日の欧州司法裁判所の見解に基づき、物品貿易は共同体事項としてとどまるが、サービス及び知的所有権は共同体及び加盟国が権限を共有することとした(欧州委員会、1994 年一般報告、ポイント 989、1285)。

であろう。ラソックは次のように述べている。

(第三国及び国際機関に対する)欧州共同体の代表部の存在は、共同体の国際的ステータスを高め、貿易協定の締結交渉を容易にしたのみならず、共同体の対外関係の基礎を発展させることに貢献した³¹⁾。

しかし、CCPに限らず、個々の共通政策の策定と第三国等に対する欧州委員会代表の派遣との間には直接の関連性はない。また、委員会が域外に代表部を開設する目的・任務は多様で、ある委員会代表が彼の赴任先で通商交渉を行なうとしても、それは任務の一つに過ぎない筈である。

ペスカトールが指摘した EEC 及びユーラトム設立条約の規定のうち、例として EEC 設立条約第 235 条を眺めてみよう。ここでは、EEC の目的達成のため共同体 の行動が必要と考えても、条約がそのような行動をとる権限を定めていないときは、 EEC 理事会は EEC 委員会の提案に基づき適当な措置をとる、と規定されている。 しかし、措置の内容が第三国に対する常駐代表の派遣というように具体的に示され ている訳ではない。また、欧州共同体及び他の国際機関の関係については、2. (イ)で述べたように、三つの共同体の設立条約のそれぞれに関連規定が置かれたものの、 とくに常駐代表の交換に触れている訳ではない。

(2)欧州共同体による使節の交換に対する疑義・反対

(イ) ECSC 最高機関は、発足後間もなく第三国及び国際機関に代表部・連絡事務所を置くようになり、のち EEC 及びユーラトム両委員会はこの慣行を継承し、併合条約により誕生した EC 委員会(のち欧州委員会)はこれをさらに一般化し、また代表部等は次第にそのステータスを向上させた。現在では、ほとんどの委員会の域外代表部が、多くの点で国家の外交使節団と同一に扱われているといっても過言

³¹⁾ Lasok, Law and Institutions..., p.100.

ではなかろう。

しかし、このような状態が見られるようになるまで、欧州共同体の加盟国の一部は、とくに EEC 委員会及びユーラトム委員会が在外代表を派遣するとの強い願望に水を差すことがあった。その好例は、1966年1月に成立した「ルクセンブルクの妥協」であろう。この「妥協」についてはすでに1. (3)で触れたが、その成立により、EEC 委員会及びユーラトム委員会は、国際機関と樹立する連携の適否等についてそれぞれが理事会と協議を行なうこととなり、域外におけるプレゼンスを強めようとする EEC 及びユーラトム両委員会の努力が大きな打撃を受けたことは明白である。また、1. (2)で述べたが、三つの委員会 (ECSC については最高機関)に共通する在米代表部の設置のおくれも、加盟国の間には、たとえ一時的なものにせよ、第三国等に常駐代表部を置くという委員会の方針に相当の抵抗があったことを示すものであろう。

- (ロ)接受側の第三国についてはどうか。欧州委員会またはその前身の各委員会が 自国に対して派遣する代表を受け入れるとしても、何故に彼に外交特権を付与する のかを疑問視する国があった。ECSCに加盟する前のイギリスの例を挙げよう。
- 1. (1)で述べたように、イギリスは最高機関の代表部の開設に先立ち、1955年7月27日、Act to confer certain immunities and privileges......を施行したが、同年7月14日、イギリス上院が同法案を審議していた際、上院議員のジョウィット伯爵(Earl Jowitt)は次のような発言を行なった。
 - 一体、何故われわれは、ECSC の代表がイギリスに来たとき彼に外交特権を与えなければならないのか。....ECSC の代表が来ることは歓迎するが、私には、外交免除を付与することで(最高機関の代表に)好意を示すことが必要な付随物(a necessary concomitant)であるとは考えられない。......われわれは、この国で一種の治外法権制度をもたなければならないのであろうか³²⁾。

³²⁾ Parliamentary Debates: House of Lords Weekly Hansard, Vol. 193, No. 18 (14 July 1955) (London: Her Majesty's Stationary Office, 1955), pp. 792-3; Le Monde, 1973年5月17日, 6面。

(ハ) 一方で、第三国がはじめて欧州共同体に代表を派遣する場合、これらの国 が戸惑いを抱くことがあった。これを示す例を一つ挙げたい。

中国は1975年9月16日、李連璧(Li Lien-pi)駐ベルギー大使を兼ねてEECに信任せしめたが、これに先立ち、中国はEEC側にいろいろ説明を求めた。1973年5月14日、AFP通信社のマラン(Jean Marin)社長は周恩来首相にインタビューを行なったが、その際、同首相は中国がEECに代表を派遣する意味がよくわからないと述べたという³³⁾。また、同年10月22日付*Far Eastern Economic Review*誌上で、サブハン(Malcolm Subhan)は次のように記述している(29頁)。

中国(他の多くの国も同様であるが)は、EEC を承認することが中国と EEC 加盟国との2国間の関係に対しどのような影響を与えるのか、当惑を 感じている。これは、明らかに中国が加盟9ヵ国のうちの若干から説明を 求めた点の一つである。

このように、欧州共同体が域外の国際法主体に常駐代表を派遣し、またこれら主体から常駐代表を接受するにあたっては、第三国はもちろん、加盟国の一部からも反対や抵抗があり、また疑問や戸惑いがあった。このような動きは、時日の経過とともに次第に薄れ、霧消していったが、当初は、共同体の域外代表部が開設されるにあたり、しばしば心理的な障害となったのではなかろうか。

(二) 社会主義国ではじめてEC委員会の代表を接受したのは旧ユーゴースラヴィアであり、1980年12月12日、初代の委員会代表デ・ランゲ(Herman De Lange)が信任された。つづいて、EC 委員会は中国に代表部を開設した。前述のように、中国は1975年9月、EECに対し初代代表を信任せしめたが、EC 委員会のデュシャトー(Pierre Duchâteau)は、1988年5月26日、同委員会の初代代表の資格で

³³⁾ Le Monde, 1973年5月17日、6面。

楊尚昆(Yang Shangkun)国家主席に信任された³⁴⁾。その後、1990年に入り、委員会はソ連、ポーランド及びハンガリーに代表を派遣した。さらに、1993年には、チェコ共和国、ブルガリア、ルーマニア及びアルバニアにも代表を任命した。こうして、欧州共同体の常駐代表を接受し、これに外交ステータスを付与する慣行は、国際社会において普遍的なものになった。

(ホ)欧州共同体に対し、他の国際機関が常駐代表を派遣する場合についてはどうか。前稿で述べたように(88頁)、ヨーロッパ6ヵ国は1957年3月25日、EEC及びユーラトムを設立する条約に調印したが、これと同時に署名した「EECの特権及び免除に関する議定書」及び「ユーラトムの特権及び免除の関する議定書」は、それぞれ第16条で、二つの共同体の許に設置される第三国の代表部に対し、本部所在国(ベルギー)が「通常の外交免除」(les immunités diplomatiques d'usage)を付与することを定めた。しかし、この規定は国際機関が欧州共同体に対して派遣する常駐代表をカバーするものではない。現実にも、国際機関の共同体に対する代表のステータスは高いものとはいえないようである。

一方、欧州共同体が最初に代表を常置した国際機関はOEEC及び在ジュネーヴのGATT、ILOなど、とくにGATTであるが、前述のごとく、これは当時のEEC委員会が巨大な関税同盟の発足に対する域外諸国の懸念を払拭することを主眼としており、現地に代表部を、それも早急に設置せざるを得なかった。代表部のステータスをどうするかは、さしあたっては委員会の関心の外にあったであろう。

一方、スヘルマースは欧州委員会が若干の国際機関の許に代表部を置いていることにつき、他の国際機関は常設代表部を設置する権限を与えられておらず、したがって、これら国際機関との接触を維持するため、委員会が代表部を派遣するほかはなかった、と述べているが 35, このようなケースがあることも事実のようである。

³⁴⁾ 拙稿『東京家政学院筑波女子大学紀要』第9集、86頁。

³⁵⁾ Thirty Years..., p.222.

(3)委員会代表の地位の統一及びその向上

(イ) ラソックは、欧州共同体の在外代表は一定したステータス (uniform status) をもたず、彼等の公式なタイトルや代表部の正式名称すら接受国によって異なる、という ³⁶。これは、主として、三つの欧州共同体が第三国から接受する代表部に対してはこれら共同体の所在国(ルクセンブルク、のちベルギー)が原則として同一のステータスを付与するのに反し、欧州共同体が草創期に派遣した代表部等については接受側(国・国際機関の別を問わず)の対応が当初はまちまちであったためであろう。しかし、時間の経過とともに、この状況は少しずつ変化を見せるようになった。

まず、委員会代表の資格について眺めてみよう。駐イギリス代表は、すでに述べた理由で例外的に最初から高い地位を与えられ、資格も"Head of Delegation"または"Chief Representative"であり、これに加えて、彼らのほとんどは大使のタイトルを与えられていた。米国及びラテン・アメリカには当初連絡事務所長が任命されたが、のち"Head of Delegation"、すなわち代表となり、さらに大使の資格が与えられた。駐日代表は初代から"Head of Delegation"であったが、初代及び第2代在カナダ代表は"Executive Director"の称号を与えられたという。いずれも、のちに大使級の代表となった。

EC 委員会が ACP 諸国及び南地中海諸国に置いた代表は、当初いずれも "Commission Delegate"であったが、のちに"Head of Delegation"となり、また大使の称号を与えられるようになった。

EC 委員会及びその前身となる最高機関及び委員会が国際機関に派遣した代表の 資格も最初はどちらかといえば低いもので、パリ及びジュネーヴにおける代表はい ずれも "Permanent Delegate" であり、また大使級ではなかったが、のち "Head of Delegation"及び大使の二つの資格を得た。

³⁶⁾ Lasok, Law and Institutions..., p.100.

こうして、EC 委員会(のち欧州委員会)の代表の資格は次第に"Head of Delegation"に統一され、また、ほぼ全員が大使のタイトルをあわせもつようになった。

ちなみに、代表の随員については、かつては"Chief Adviser"、"Adviser"等のタイトルが使用されたが、現在は、一国の大使館の場合と同様、公使、参事官、書記官等が用いられている。

ある国の大・公使が空席であるか、病気または不在のため一時的に任務をとることができない場合は、臨時代理大(公)使(chargé d'affaires a. i.)が任命される。欧州委員会の代表の任務を一時的に代行する代表臨時代理も、最近では"chargé d'affaires a.i."の肩書を用いている。

(ロ) 代表部の名称は通常 "Delegation" であるが、EC 委員会の在インドネシア及びトルコ代表部は、いずれも最近まで "Representation" であった (代表は "Head of Representation")。在インドネシア代表については、2001年3月1日版職員録に登場する3代目のデルラ・モニカ (Sabato Della Monica) 代表から "Head of Delegation" となっている。また、在トルコ代表は歴代 "Head of Representation" であったが、2002年9月27日に信任されたクレッチュメル (Hansjörg Kretschmer) 代表から、資格が "Head of Delegation" に変わった。

代表部のほかに連絡事務所(liaison office)があり、また、代表部の傘下にしばしば事務所(office または suboffice)が置かれた。最近では、アフガニスタンに「代表事務所」(representation office) が置かれ(2002 年版一般報告、ポイント 1017)、Karl Erick Harbo が所長 (Head of Office) となったが、2004 年はじめ、アフガニスタン政府及び欧州委員会は設置協定(次項参照)を締結、これに基づいて事務所は代表部に昇格、Harbo 所長は代表となった ³⁷⁾。

このように、欧州委員会の域外代表のタイトルも、また代表部の正式名称も、長 い年月を経て、次第に統一が進められてきたことが観察される。

(二) 次に、欧州委員会の在外代表部のステータスはどうか。

現在、委員会は第三国または国際機関に代表部を新設する場合、原則としてあら

かじめ相手側と代表部の設置に関する協定 (establishment agreement、以下「設置協定」と略す。)を締結し、代表部及びそのスタッフの地位等につき取り決めている。

ECSC最高機関は、チリにラテン・アメリカに対する最高機関の連絡事務所を開設するにあたり、1964年4月30日、同国政府とそのステータスに関する協定を締結した。同協定は、1966年1月21日、チリ外務省の省令として施行された³⁸⁾。この協定によると、チリ政府は最高機関の連絡事務所に対し、裁判権からの免除及び通信の自由を認め(第2節及び第4節、ただし、外交庇護権の行使は認めない。)、最高機関がチリにおいて法人格を有することを認め、その結果として連絡事務所が契約し、不動産及び動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有するものとし(第6節)、また、最高機関及びその財産は裁判権から免除される(第7節)。連絡事務所の公館は不可侵であり(第8節)、またその文書及び財産は租税及び関税から免除される(第9節及び第10節)。チリ官憲は、最高機関並びに連絡事務所の職員及びその家族等が連絡事務所の所在地に赴く途中または同地から帰ることに対し、障害を設けない(第13節)。

拙見であるが、この協定は、その後の設置協定のいわば雛形になり得たのではないか。しかし、1961年4月8日、外交関係に関するウィーン条約が作成され(1964年4月24日効力発生、以下「外交関係条約」と略す。)、その後締結される設置協定は、何らかの形でこの条約を援用するようになった。

³⁷⁾ 最近見られた他の例は、在バングラデシュ駐在官事務所である。1982 年をカバーする EC 委員会の第 16 次一般報告によると、同年、委員会はバングラデシュに駐在官(Resident Adviser)を派遣し、同国に対する食糧援助及び自然災害からの復興支援にあたらしめた。駐在官事務所は、委員会の南・南東アジア代表部の指揮下にあった(ポイント 703)。当初は一時的に置かれたものと思われるが、その後常設化し、1983 年 5 月、代表部が南アジア代表部(のち在インド代表部)及び南東アジア代表部(のち在タイ代表部)の二つに分かれたあと、駐在官事務所は前者の出先機関となった。欧州委員会の 2000 年版一般報告は同事務所が代表部になったとしているが(ポイント 1045)、駐在官の資格は 1988 年 1 月版職員録からすでに "Head of Delegation"となっている。おそらく、事務所の名称を代表部に変更する手続きが何かの理由で遅れたのであろう。

³⁸⁾ チリ官報、1966年4月5日付、Núm.26.408, pp.1108-1110.

外交関係条約の実施後に委員会が最初に締結した設置協定は、日本政府との協定である。1974年3月11日、欧州共同体に対する日本政府代表の安倍勲大使は、EEC委員会のオルトリ委員長(François Xavier Ortoli)と「欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する協定」に署名したが(同年5月31日に効力発生)、これにより日本は、三つの欧州共同体のそれぞれが日本において法人格を有することを認め、これら共同体が、特に、契約し、不動産及び動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有するものとしたが(第2条)、代表部及びそのスタッフに与えられる特権免除に関しては、「代表部、その長及び職員並びにこれらの者の家族の構成員でこれらの者の世帯に属するもの(日本国籍を有する者を除く。)」は、「日本が接受する外交使節団、その長及び職員並びにこれらの者の世帯に属するもの」に対し外交関係条約に従って与えられる特権及び免除に相当する特権及び免除を享有すること、と規定した(第3条)。

欧州共同体及びその加盟 9 ヵ国は、1975 年 2 月 28 日、46 に達する ACP 諸国と第 1 次口メ協定に調印したが (注 17 参照)、協定の第 2 議定書は、EC 委員会は ACP 諸国において、これら諸国の同意を条件に代表部を設置する旨を規定する。また、第 5 議定書は、欧州共同体の諸機関の代表(当然これには EC 委員会代表が含まれる。)は、職務の遂行中は「慣例の特権、免除及び便宜」(customary privileges, immunities, and facilities)を享受する、と規定する。これらの規定は、第 2 次から第 4 次までの口メ協定及び現行のコトヌー協定にほぼそのまま引き継がれた。

第1次ロメ協定が実施される前から ACP 諸国のいくつかに EC 委員会の代表部または連絡事務所が置かれていた可能性があるが、はっきりしない。代表部等があったとすれば、1976 年4月まではいわば事実上の存在であったと考えるべきなのであろうか。

現在のところ、域外代表部の全部が外交特権及び免除を享有している訳ではないようである。欧州委員会の 2000 年版一般報告は、「(2000 年) 年末、委員会は 161 の国及び国際機関に信任されていた。うち、128 については外交ステータスを伴なっていた。」と述べている (ポイント 1046)。

いずれにせよ、欧州委員会の域外代表部が本部協定を根拠に設置されるようになって、そのステータスは明確になり、各代表部はその任務を効率的に遂行するために必要な特別の保護及び待遇を赴任国から包括的に与えられるようになった。筆者は、多数の設置協定が締結され、共通の条項が多く設けられるにつれて、代表部相互間のステータスが接受国(または国際機関)によって異なるという事態が次第に解消されるという結果が、いわば副次的にもたらされたと考える。また、筆者は、イギリス及び欧州共同体の間で交換された代表部が最初から2国間で派遣される外交使節団とほぼ同様の高いステータスを有していたという事実が、他の第三国及び共同体が相互に派遣する代表部の地位の向上にあたって、さまざまな形で心理的な影響を及ぼしたとの見解をもつ。

(4) 欧州憲法と欧州委員会の域外代表部

2004年10月29日に調印された欧州憲法制定条約は、まだその効力を発生していない。同条約がそのままの形で実施された場合、欧州委員会が第三国及び国際機関の許に置いている代表部のステータスにどのような変化が生ずるであろうか。

1993 年、マーストリヒト条約により誕生した EU は三つの列柱で構成され、しかも同条約は、のちアムステルダム条約、二一ス条約等により改正されている。欧州憲法制定条約は EU の複雑な列柱構造を廃し、また、EU 及び EEC の区別を廃して、法人格を備えた「新 EU」が誕生する。その一方で、ユーラトムは存続する 39。 ECSC 条約は 2002 年 7 月 23 日に廃止されているため、欧州憲法制定条約の実施後は、形式的には「新 EU」及びユーラトムの二つが併存することになる。

このような状況の下、これまでの欧州委員会の域外代表部は、EU 全体を代表するようになる(第Ⅲ-328条第1項)。これに関連し、筆者は、EU 理事会が国連及び在ジュネーヴ国際機関の許に置いている二つの連絡事務所は、いずれは何らかの

³⁹⁾ ただし、ユーラトム設立条約は、欧州憲法制定条約に附属する第36議定書により若干改正される。

形で委員会代表部と合体し、EUの代表部となるのではないかと考える。すなわち、
拙見では、これら連絡事務所が欧州委員会の代表部と並存している状態(2. (2)
で述べたように、1955 年当時、ルイはこれを「止むを得ないこと」と形容した。)
は早晩消滅するであろう 400。また、ユーラトムが別に代表部を第三国等に置くのか
否かは明らかでないが、おそらく EU代表部が「新 EU」及びユーラトムの双方を代表
することになるのであろう。なお、欧州共同体に対して現在第三国が開設している
代表部は、条約の効力が発生したあとも、これまで通り EU 及びユーラトムまたは
EU のみに信任されることになると考えられる。

(筆者は愛知大学国際問題研究所客員研究員(元外務省員))

⁴⁰⁾ マケドニア旧ユーゴ共和国(fYROM)にある欧州委員会代表部のサイト(http://www.delmkd.cec.eu.int)によると、同代表部が 2000 年 3 月に開設されたあとの 2001 年 6 月 28 日、EU 理事会は同国に対する特使(EUSR)として François Leotard を任命した。その後、4名の特使が任命されたあと、2005 年 11 月 1 日、フエレ(Erwan Fouéré)が特使兼委員会代表に任命された。このサイトは、これは EU にとり最初の "single representation"であり、フエレは EU の二つの機関の "first ever joint representative"であるとしている(アクセスは 2007 年 3 月 9 日)。一般に特使の任期は一時的であり、fYROM におけるかかる状態がいつまでつづくか明らかでないが、同国にある欧州委員会代表部が特異な性格をもつことは間違いあるまい。